

千葉県告示第64号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により、次の事業者を指定障害児通所支援事業者として指定したので、児童福祉法第21条の5の25第1号の規定により告示します。

令和5年1月30日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
はばたき 小倉台教室 千葉県若葉区小倉台 3丁目4-4 N・Kビル102	株式会社フクシア 東京都新宿区新宿2-1 2-13 代表取締役 石田 雄大	令和5年 2月1日	1250102199	児童発達支援、放課後等 デイサービス